

## アンサンブルコンテスト高知県大会及び地区大会での規約及び確認事項について

1. 「実施部門および人員」、「資格」、「演奏・審査」に関する規定については全日本アンサンブルコンテストの規約に準ずる。
2. 著作権に関する手続きについては、四国支部大会に準じる。
  - (1) 編曲に関しては、許諾書の提出が必要である。
  - (2) 楽譜の人数よりも少ない人数で演奏する場合、及び代替楽器を使用する場合は、許諾書または許諾書に準じる書類の提出が必要である。  
※許諾書に準じる書類とは、  
「何年何月何日に、〇〇出版の△△様に電話連絡し、  
〇〇〇作曲の〇〇〇という曲について  
アルト・クラリネットを B♭クラリネットで演奏することの了解をもらいました。  
□□市立□□□中学校吹奏楽部 顧問 □□ □□」  
というような内容のものである。
- (3) 上記の(1)、(2)の書類に不備がある場合は、地区から県への代表とはできない。
- (4) 都合により、参加申込書の人数より少ない人数で演奏した団体については、3人以上の場合は演奏させ、賞は与えるが、次の大会への代表とはしない。

### 【連絡事項】

1. 地区大会及び県大会では参加の際にスコアを提出することとし、楽譜の変更がないかチェックを行う。
2. スコアにはカットの場所を鉛筆で明記することとする。
3. スコアは曲名、作曲者名及び出版社がわかる状態で提出することとする。
4. パート譜からスコアを作成した場合は、パート譜とスコアの両方を提出することとする。

### 【確認事項】

(平成 19 年度四国吹奏楽連盟総会での確認事項より)

1. 提出のスコアについては他のバンドの印鑑のあるものや明らかに繰り返しコピーをしたものは認められない～地区から県への代表とはできない。
2. バリトンユーフォニウムで演奏する事、ホルネットをトランペットで演奏することに関しては許諾書等を提出する必要はない。
3. オクターブの変更に関しては編曲許諾が必要である。

(平成30年度四国吹奏楽連盟総会での確認事項より)

1. 楽器編成と代替楽器について

楽譜に示された楽器、人数で楽譜の指示のとおり演奏することを原則とするが、やむを得ない場合は、各団体の責任において許諾を取る。この許諾を受けないでコンテストに出場することはできない。

2. スコアの提出について

スコアコピーを2部申込書と一緒に郵送すること。スコアがない場合は、全パート譜を提出。

※コピー譜でもよいが、原譜を所有していることが条件。不正コピー（他団体の印がある等）は、不可。また、そのコピーの場合は、表紙からすべて提出すること。レンタル譜については許諾書のコピーを郵送し、当日レンタル原譜を持参すること。未出版楽譜で、原曲の著作権が存在する場合も、許諾書のコピーを郵送すること。

3. 共鳴箱・反響板について（2011年度より）

アンサンブルコンテスト（地区・県・支部大会を含む）において、ステージへ共鳴箱・反響板を持ち込むことはできない。

4. 規定第6条について

第6条 各アンサンブルの編成は3名以上8名以下までとし、県大会と同一メンバーとする。県大会と同一メンバーとは、県大会の演奏メンバーである。（登録メンバーではない。）

・県大会後メンバーが欠けた場合は、すみやかに各県第二事業部に問い合わせること。所定の手続きをした上で演奏することができる。

5. 代表団体のホール練習について

県代表が決まってからの支部大会開催会場でのホール練習は自粛する。全国大会も同様。